

国民大運動行動報告	第013号	「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」 国民大運動実行委員会 〒113-8462 文京区湯島2-4-4 全労連会館内 Tel 03-5842-5611 Fax 03-5842-5620
	2018年 8月9日	

2019年度予算編成にあたっての申し入れ

～2019年度予算編成に関わる省庁交渉～

国民大運動実行委員会は、2019年度概算要求に向けて国民本位の予算編成が行われるよう、7月20日から30日の間、8か所の省庁に対して要請を行いました。各省庁宛ての要請文をご紹介します。尚、前文については各省共通のものとしますので、農水省以降は省略させていただきます。当日は下線部分の項目を重点要求項目として、回答を求めやりとりを行いました。

2018年7月20日

内閣府特命担当大臣 梶山 弘志 殿

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動実行委員会

代表世話人	全国労働組合総連合議長	小田川 義和
同	全国商工団体連合会会長	太田 義郎
同	農民運動全国連合会会長	笹渡 義夫
同	新日本婦人の会会長	笠井 貴美代
同	全国生活と健康を守る会連合会会長	安形 義弘
同	全日本民主医療機関連合会事務局長	岸本 啓介
同	日本民主青年同盟委員長	小山 農

2019年度予算編成にあたっての申し入れ

2019年度政府予算案の概算要求の取りまとめにむけて、貴省においても予算検討作業がすすめられているものと承知します。

内閣府が発表した今年1～3月期の実質GDPが、前期比でマイナス0.2%となりました。マイナス成長の背景は、内需の柱である個人消費をはじめ住宅投資、設備投資が軒並み落ち込んでいることが最大の要因です。

財務省が発表した法人企業統計調査（2018年1月～3月期）では、金融・保険業を含む資本金10億円以上の大企業の内部留保は423兆5000億円と、前年同期比で23兆円以上を上回り、史上最高となりました。

一方で、2008年のリーマンショック、2014年の消費税の8%増税を機に、内需は慢性的に停滞しています。とくに個人消費の停滞には、国民の所得環境や生活の質の悪化と雇用の劣化、そして将来不安の高まりがあります。とりわけ、実質賃金は前年度比0.2%減少、安倍政権の5年間のうち4年間は前年割れという状態です。

「アベノミクス」によるこの5年間は、大企業や一部富裕層に恩恵をもたらしましたが、多くの国民には実質賃金のマイナスをはじめ増税や物価高による負担増で、中間層の疲弊、格差と貧困の拡大による「二極化」といった状況が押しつけられています。また、家計支出に占める食費の割合を示すエンゲル係数の高止まりなどからも、国民生活は深刻な危機に直面しています。

こうしたなかで発表された「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太方針）は、幼児教育や保育、大学の「無償化」を目玉政策として打ち出していますが、その前提には2019年10月からの消費税10%への増税があります。また、生活保護基準の見直しをはじめ、社会保障の新たな国民負担増や給付削減がおこなわれようとしています。現在の実質GDPの現状を見た場合、GDPの6割を占める個人消費の拡大や国民の将来不安が払拭されない限り、真の経済成長は望めません。

政府に対し、税制をはじめ社会保障や労働政策などを含め、所得再配分機能の改善を強く求めるものです。

また、過去最大となった軍事費の増大と9条改憲を突破口とする「戦争する国づくり」の推進、「企業が世界で一番活動しやすい国づくり」にむけた生産性向上のための「働かせ方改革」をやめ、長時間労働是正と過労死根絶、「8時間働けば普通に暮らせる賃金」など、働くルールの確立とディーセントワークの実現を求めるものです。

「貧困と格差」が拡大するなか、憲法25条で保障する「生存権」にもとづき、国民のいのちと暮らしを守るために、消費税増税を（延期ではなく）中止するとともに、大企業奉仕・軍事費拡大の予算から国民本位の財政への転換こそが求められています。

以上の問題意識に立ち、2019年度の予算策定にあたって、私たちは下記事項の実現について貴省に申し入れます。

記

1. 国は憲法に基づき、国民が全国のどこに住んでいても「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条)が営めるように、ナショナルミニマムを確保すること。

2. 今回の「森友学園」「加計学園」両問題を通じて、公正・公平な行政が歪められ、国政の私物化というべき数々の疑惑が明らかにされた。とくに、森友学園への国有地売却をめぐる、8億円の値引きの真相は不透明なままである。国民不信を払しょくするために、国有地売却問題の真相を明らかにするよう求める。

3. 政府の成長戦略に関わって、「加計学園」問題に象徴される獣医学部の新設について、あらためて「特区」選定の正当性が疑われる大きな問題として明らかにされた。このように、国が一方的に地域を指定して大企業の営利追求のための規制緩和を強行し、憲法で保障された安全や基本的人権、地方自治を侵害する「国家戦略特区」をはじめとする、すべての「特区」構想については直ちに廃止すること。
4. 今回の「骨太方針」では、外国人労働者の居留資格を新たに新設し、50万人増を打ち出しているが、新たな受け入れ方針の前に外国人技能実習生受け入れ事業所の7割で、労働基準法違反がおきている。当面、こうした外国人労働者の人権、および権利擁護に向けた監督・指導強化など施策を講じるべきである。
5. 待機児童の解消と安全で安心できる保育のために、認可保育所の保育士の全産業平均との賃金格差の解消や職員配置基準の改善など、国の責任で保育所職員の処遇を抜本的に改善すること。

【農水省】

- 1、農政の基本的方向に関し、食料自給率を向上させることを最優先すること。セーフガードの基準枠、低関税輸入枠を速やかに見直すとともに、TPP11の承認を撤回すること。
日欧EPAやRCEPなどの経済連携協定は締結しないこと。「日米新貿易協議」での譲歩は行わず、日米FTAは断固拒否すること。
- 2、次の点を基本にした農政を実現し、そのための予算化を行うこと。
 - (1) 食料・農業・農村基本計画の見直しで引き下げた45%の食料自給率目標を撤回し、50%目標を復活させ、目標達成のための工程表を明確にすること。基本計画に家族経営を据え、米をはじめ主な農産物の生産コストを償う価格保障と所得補償を組み合わせた価格・経営安定対策を確立すること。
 - (2) 企業参入を最優先した家族経営の締め出し政策をやめ、地域の助け合いによる新規・定年就農など、担い手確保対策を充実すること。フランスの教訓にも学びながら、政府と地方自治体、農業団体などをあげた後継者確保プロジェクトに踏み出し、“老壮青”のバランスのとれた農業にすること。
 - (3) 米の需給と価格の安定に国が責任を持つ政策を確立すること。農業者戸別所得補償制度を復活させること。輸入義務のないミニマム・アクセス米を廃止するとともに、国内産米価格の低下につながるSBS米を中止し、国産米の生産を増やすこと。
 - (4) 学校給食の完全米飯化の実現に向けた予算化を行うとともに、米消費拡大を推進する予算を拡充すること。中学校給食の完全実施、給食費の無償化にむけた支援措置を文部科学省に働きかけること。
 - (5) 廃止された種子法を復活させるとともに、都道府県が引き続き主要種子を開発し、廉価で農家に普及できるように万全な予算確保と施策を講ずること。外資に主要種子を支配させないための

対策を講ずること。

(6) 国連総会が議決した 2019 年から 10 年間にわたる「家族農業の 10 年」を正面から受け止めた実施計画を明確にし、そのための予算化を行うこと。

3、原発事故対策について

- (1) 賠償の打ち切りをおこなわないこと。東京電力に、加害者責任を明確にさせるとともに、原発事故がなかったら得られた収入、及び、発生しなかったであろう経費の全てを全面的に速やかに賠償するよう指導すること。
- (2) 農地 1 筆ごとの実測による土壌汚染マップを作成し、作物の栽培に活用できるよう、農家に周知徹底すること。
- (3) 農畜産物・水産物などの放射能汚染を検査する体制を抜本的に強化し、消費者の不安を解消すること。また、民間の自主的な検査に対する助成制度を確立すること。
- (4) 賠償金を非課税とするよう財務省に働きかけること。

4、今回の西日本豪雨による被害への支援について

- (1) 一刻も早い「激甚災害指定基準による指定」を行うこと。
広範囲に及んでいる豪雨による農作物や農業関連施設の被害実態を詳細に調査把握し、被害を原因にした離農者を一人も出さないという見地で万全な対策を実施すること。施設復旧にあたっては被災者の自己負担を軽減すること。
- (2) 今年の収穫を断念せざるをえない状況が広範囲にわたって発生している。農災制度を柔軟に運用することをはじめ、野菜などについても従来の制度の枠組みにとらわれない対策で救済すること。
- (3) 農家への支援にあたっては、規模拡大等の経営改善を採択の条件とせず、原状復帰についても対象とすること。農業施設の復旧に当たっては、40 万円以上を採択基準としているが、それ以下のものについても柔軟に対応して救済すること。
- (4) 災害常襲地で施設園芸を営む農業者で、移転して経営を継続すること希望している事例がある。その際の施設建設費等を支援すること。
- (5) この間、連続的に豪雨被害を受けた地域があるように、この数年、従来の想定をこえた災害が頻発している。こうした異常気象に対応した新たな救済制度の構築をおこなうこと。
今後、豪雨災害がどこで発生してもおかしくない状況にあり、南海トラフや首都圏地震の発生も懸念されている。こうした大規模災害に備えた主要食糧の備蓄制度を充実させること。

【防衛省】

1. 5年間で24兆円規模の予算支出をともなう中期防衛力整備計画を中止し、軍事費を大幅に削減すること。
2. 米軍への「思いやり」予算は全額廃止すること。米海兵隊のグアム移転にかかわる日本側の経費負担はおこなわないこと。
3. 米朝会談による朝鮮半島情勢の新たな変化のもとで、「北朝鮮」の脅威を理由にした「イージス・アショア」の国内配備、および敵基地攻撃能力を高める装備品などの導入・検討は即時中止すること。
4. 「安全保障技術研究推進制度」については、日本学術会議声明（2017.3.24）が指摘するように政府の研究への介入という懸念があり、即時中止すること。
5. 集団的自衛権の行使を認める閣議決定（2014.7.1）を撤回すること。集団的自衛権の行使を可能とする「安保法制」（戦争法）を廃止すること。
6. 普天間基地を無条件で即時撤去すること。名護市辺野古への新基地移設計画は白紙撤回すること。住民運動への過剰な監視はやめること。
7. 事故等が絶えない欠陥機オスプレイの自衛隊配備をやめること。また、近隣住民の不安解消のためにもオスプレイを使った日米共同訓練はおこなわないこと。
8. 日米地位協定を緊急かつ抜本的に改訂すること。

【財務省】

1. 日米地位協定上も負担義務のない在日米軍のための「思いやり予算」の廃止をはじめ、軍事費を大幅に削減し、医療・福祉・教育など国民生活優先の予算配分をおこなうこと。特に、沖縄県辺野古での米軍新基地建設は直ちに中止すること。「成長戦略」に名をかりた不要不急の大型公共事業へのムダ遣いをやめること。
2. 2019年10月からの消費税の10%への増税は、中止すること。消費税税率を引き下げ、複数税率制とインボイス制度は実施せず、廃止すること。富裕者への課税を強め、配偶者控除、扶養控除、高齢者控除などを復活させ、勤労国民、年金生活者など低所得者への減税を恒久的に実施すること。
3. 大企業への法人税減税を行わないこと。また、中小企業に対する外形標準課税の拡大を行わないこと。大企業優遇の不公正税制をあらため、応能負担を原則とする税制を確立すること。大企業の膨大な

内部留保の社会的還元へむけた方策をとること。法人税率は累進税率とし、大企業に対する課税率を引き上げること。政党助成金は廃止すること。タックスヘイブンによる不当な税逃れを許さず、国際的規制を強化し、適正な課税を実現すること。

4、中小企業憲章にもとづき、1兆円を目標に中小企業予算を増額し、当面3倍化すること。中小企業むけの官公需発注比率を引き上げるとともに、開発型の大型公共事業ではなく、学校耐震化など、防災、環境、福祉などの生活密着型の公共事業に重点化すること。

5、教育予算をOECD（経済協力開発機構）加盟諸国の公的財政支出並みに増額し、国民の教育費負担を大幅に軽減すること。

国の責任で30人以下学級を推進し、小・中学校全学年の35人学級をただちに実施するための予算を保障すること。「高等学校等就学支援金」の所得制限をなくして、不徴収に戻すこと。私立高校への就学支援金を大幅に増額し、私学助成を拡充すること。消費税増税を待たず、大学の学費を引き下げ、給付制奨学金事業を拡充すること。

6、国民のくらしといのちを壊すTPP11の承認を撤回すること。国の経済主権を脅かす二国間または地域間の貿易交渉は行わず、国内産業、農業・林業・水産業、地場産業の振興をはかること。食料自給率を向上させるための農業予算を拡充すること。廃止された米の直接支払交付金（7,500円/10a）を復活させるとともに、政府が米の価格と需給に責任を持つ米政策を確立すること。

7、大幅増員をはじめ、行政需要に見合った体制の確保など、公務・公共サービスを拡充するために必要な予算を措置すること。また、恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員を常勤化・定員化するための予算を確保すること。

8、雇用と年金の確実な接続をはかるため、給与水準を下げることなく公務員の定年年齢を段階的に65歳に引き上げるために必要な予算措置を講じるとともに、希望者全員のフルタイムでの再任用を保障するための予算を確保すること。

【文科省】

1、ゆきとどいた教育の実現のため、教育予算を大幅に増額すること。国の責任で、小学校・中学校・高等学校の30人以下学級を実現させること。当面、首相答弁（2015年2月23日衆議院予算委員会）にもとづき、35人学級を小学校・中学校すべてにおいて実施すること。

2、憲法・子どもの権利条約や「無償教育の漸進的な導入」を定めた国際人権規約（社会権規約）第13条2項もふまえ、子どもたちの教育を受ける権利を憲法で保障する国の責務として、教育費無償化をすすめること。

① 公立小学校・中学校・高等学校の学校納付金（給食費、教材費など）を無償にするとともに、高校

での教科書を無償給付するための財政措置をおこなうこと。

- ② 「高等学校等就学支援金」への所得制限を撤廃し、公立高校の授業料を不徴収にもどすこと。私立高校の実質無償化を実現するため、就学支援金を増額し、私学助成を拡充すること。
- ③ 大学について、当面、国立大学の授業料を引き下げるとともに、私立大学の授業料の減免への支援策を拡充すること。
- ④ 高校生・大学生などに対する給付制奨学金制度を拡充すること。日本学生支援機構奨学金の無利子枠を大幅に拡充するための財政措置をおこなうこと。

3. 貧困と格差・不況から子どもたちの教育を受ける権利を守るため、義務教育における準要保護児童生徒の就学援助の国庫負担金を復活させること。高校生にも、就学援助制度を創設すること。経済的理由で入学、進学、卒業ができない生徒をなくすために、無利子・無保証人の融資制度などの就学支援制度を創設すること。

4. 教職員の慢性的な超過勤務と健康破壊を解消し、ゆきとどいた教育をすすめるために正規教職員を増やすこと。義務および高校標準法を改正し教職員定数を改善すること。

5. 全国一斉学力テスト、教員免許更新制のための予算を計上しないこと。

6. 震災復興のための十分な教育予算措置を講じること。学校施設のブロック塀等を含む非構造部材の耐震化予算を増額すること。

7. 東京電力福島第一原発事故による被害から子どもたちを救済し、放射能汚染から子どもたちを守るための予算を増額すること。

8. 高等教育予算をOECD諸国並に引き上げ、大学予算を大幅に増やすこと。大学の日常的運営に必要な経費（基盤的経費）の増額、基礎研究支援の拡充をはかること。

9. 医師増員のために、大学医学部の定員削減方針の転換を中止すること。大学医学部定員削減予定とともに、今後の医師数の見通しについて明らかにすること。

10. 障害児学校の「設置基準」を早急に策定すること。

11. 原子力損害の判定等に関する中間指針について、この間の地裁判決等で明らかなように不十分であることから、早急に見直しを行うこと。

12. 近年、夏季休業の前後1か月以上の期間に、最高気温30度を超える真夏日が連日続くなどの猛暑によって、学校施設内での熱中症による事故は例年起きています。子どもたちの健康で安全な教育環境整備のために、すべての公立学校施設への空調（冷房）設備の設置を早急に行うこと。

【厚労省】

- 1、社会保障制度改革推進法に基づく社会保障制度の改悪はおこなわず、社会保障予算を大幅に増額すること。
- 2、「地域医療構想」の策定で病床数の削減を都道府県に押しつけるのではなく、必要な病床数の確保、地域における安全・安心の医療体制を確保すること。医療費削減を目的とした「医療費適正化計画」の作成を都道府県に義務づけないこと。「達成」できなかった場合の罰則は行わないこと。診療報酬による病床削減、及び病床機能再編はやめること。
- 3、入院給食の自己負担額大幅引き上げと、紹介状なしの大病院受診の高額負担の義務化はやめること。混合診療の拡大につながる「患者申出療養制度」は廃止すること。
- 4、国と自治体の責任で医師・看護師をはじめ医療従事者を増やすこと。
- 5、運営が困難に陥っている国民健康保険の国庫負担率を引き上げ、当面医療費の45%に戻すことなど国の責任で国保運営の改善を図ること。保険料（税）未納者に対する制裁としての「短期保険証」「資格証明書」の発行を直ちに中止し、すべての対象者に正規の保険証を交付すること。国民健康保険の財政運営を都道府県へ移行するにあたり、一般会計法定外繰入や保険料決定など、市町村の独自の権限を侵害しないこと。
生存権を脅かす差し押さえをやめ、差し押さえを助長する、自治体への交付金制度を廃止すること。
- 6、「医療を年齢で差別する」後期高齢者医療制度は直ちに廃止すること。諸外国に比較して高すぎる医療費の窓口負担の軽減を図ること。具体的には、①現役世代は、社保、国保とも3割から2割へ、②18歳未満の子どもの医療費は無料、③高齢者は、65～74歳は1割、75歳以上の高齢者は無料にすること。
- 7、①来年度の扶養親族等申告書を作成するにあたっては、(1)マイナンバーは記載しなくても不利益にはならないことを明記すること(2)税率を一律5%にするように、所得税法の改正を国税庁に提起すること。また、(3)2008年7月の閣議決定(下請け、定数問題)は抜本的に見直すこと。②長年の懸案である年金の毎月支給を来年度から必ず実施すること。当面、来年度は13ヶ月の支給になるので、その1ヶ月分を財源化するよう財務省に強く要求すること。③年金の実質的価値を下げ続ける『マクロ経済スライド』は廃止すること。④全額国庫負担による『最低保障年金制度』を是非とも実現すること。⑤年金積立金については、GPIFによる国内外への株式投資をあらため、国内債券中心の安定運用を行い、年金保険料軽減、年金給付増額等のために使うこと。
- 8、生活保護制度の改悪をやめ、生活扶助基準を2012年の基準かそれ以上に引き上げ、廃止された「老齢加算」を復活すること。「住宅扶助」、「冬季加算」を引き上げること。生活保護法改悪による「払

いすぎた保護費」の返還や後発医薬品（ジェネリック）の使用を強要しないこと。国民の生存権を国の責任で保障するため、生活保護費を大幅に引き上げ、権利としての制度であることを広報し、捕捉率を高めること。当事者の事情を配慮せず、扶養の強要や一方的な就労指導などの人権侵害を是正する措置をとること。

9、在宅や施設で必要な介護を受けられるよう、国の責任で介護制度を抜本的に拡充すること。そのために、①介護報酬単価を引き上げること。②国庫負担を大幅に増やして保険料・利用料の軽減をはかること。③要支援・要介護1・要介護2を介護保険から切り離し、市町村に丸投げする「総合事業」は止め、すべての高齢者が介護保険で必要な介護を受けられるようにすること。④生活援助（訪問介護）の利用回数を制限しないこと⑤施設を整備して入所待機者を解消すること。⑥全産業平均との賃金格差の解消や職員配置基準の改善など、国の責任で介護施設職員の処遇を抜本的に改善すること。⑦ケアプランの有料化、利用料の引き上げなど、サービス利用に困難をもたらす制度見直しの検討を行わないこと。

10、待機児童の解消は、国・自治体の責任で公的認可保育所の増設を基本におこなうこと。保育の無償化の対象施設は、国の指導監督基準を満たしていることを最低限の条件とすること。自治体が独自に手厚くしてきた認可保育所の保育士の配置基準・面積基準を国基準に切り下げ、子どもを詰め込む規制緩和はやめること。保育所最低基準を引き上げ、それに見合う財政保障を行うこと。

11、障害者福祉サービスをはじめ、必要な支援を無料で利用できるようにすること。65才以上の「介護保険優先原則」をただちに廃止し、利用者本人が選択できるようにすること。障害者差別禁止法を実効あるものにするための必要な措置を執ること。

12、実効ある福祉人材確保対策をただちに行うこと。全額国庫負担で、介護・福祉・保育の現場で働く労働者の賃金・労働条件を大幅に改善すること。すべての社会福祉法人の職員が加盟できるように、退職共済制度を改善すること。

13、公的医療制度を破壊し医療の格差を拡大するT P P参加を撤回すること。

14、被災地の医療・介護の一部負担金免除について、国の全額負担をおこなうこと。

15、中小事業所とそこで働く労働者の社会保険料負担を引き下げること。小規模企業振興基本法制定時の付帯決議に基づき、小規模事業者に対する社会保険料負担軽減に効果的な支援策を速やかに講ずること。社会保険料率の引き下げと、減免制度を確立すること。社会保険料の延滞金を引き下げるとともに、分割納付中、及び雇用調整助成金を活用している事業者には延滞金を課さないこと。すべての下請事業者に法定福利費分を上乗せした単価が保障されるよう、建設業法や下請代金支払遅延等防止法など関係法令に基づいて取引適正化を進めること。災害や経営不振などで社会保険料が納められない場合、納付の猶予や換価の猶予などを適用し、事業者の経営再建を支援すること。滞納していた保険料を完納した場合の延滞金について、「滞納処分の執行停止」の適用要件を満たす場合は、積極的に適用すること。

- 16、国保、年金、社会保険の各種届出や申請手続きにおいて、個人番号の記載を強要しないこと。
- 17、医師の地域偏在、科別偏在の是正、医師労働の改善のためにも、医師数をOECD平均まで増員すること。今後の医師数の見通し、地域偏在解消・科別偏在解消の見通し、医師労働の改善の見通しについて明らかにすること。
- 18、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、安定した年金業務実施体制を確保すること。
- 19、2010年の「雇用戦略対話」合意をふまえ、すべての職場から「時給1,000円未満」で働く労働者を直ちになくすこと。そのために、公正取引の確立と中小企業の賃上げへの直接支援など、中小企業支援策の拡充をはかること。
- 20、都市部への人口流失による地域経済の疲弊に歯止めをかけ、拡大する地域間格差の解消にむけ、全国一律最低賃金制度を早急に実現すること。
- 21、改正労働契約法第18条の「無期転換ルール」の周知徹底と不合理な雇い止めなどが行われないよう監督・指導を強化すること。また改正労働者派遣法の「派遣3年ルール」の趣旨についての周知徹底と派遣労働者保護の強化をはかること。
- 22、外国人技能実習生受け入れ事業所の7割で、労働基準法違反が起きている。こうしたことから、外国人労働者の人権と労働者保護にむけた施策を早急に講じること。
- 23、企業のリストラ促進のための労働移動助成金ではなく、企業存続、雇用維持のための雇用調整助成金等の増額をはかること。
- 24、高齢者雇用安定法に定める「高年齢者雇用確保措置」に基づき、希望する者全員の65歳までの雇用実現にむけ、監督・指導の強化をはかること。
- 25、いま検討会で論議されている「賃金等請求権の消滅時効の在り方」については、改正民法166条に定める「権利を行使することができることを知った時から5年」または「権利を行使することができる時から10年」に統一すること。
- 26、検討会で議論されている「解雇の金銭解決制度」については撤回すること。
- 27、医師の働き方の是正にあたっては、地域医療に深刻な影響を与えることのないように配慮するとともに、財源についても十分な保障をおこなうこと。
- 28、過労死問題やブラック企業対策にむけて、労働基準監督官の増員及び監督強化など、国・自治体に

おける労働行政を充実・強化すること。

【総務省】

1、大震災、原発事故、大型台風など災害による被災者の生活再建、被災地の復興について

- (1) 大震災、原発事故、大型台風など災害による被災者の救援と生活再建、被災地の復興にあたって、地方自治体が「住民の福祉の増進を図る」役割を発揮できるように、国は縦割り行政の弊害を排し、各府省との調整を図りつつ、総合的に地方自治体を支援すること。
- (2) 震災をはじめ、豪雨災害などの復旧復興を担う自治体職員の増員と健康対策を図ること。
- (3) 被災自治体における職員の採用と、派遣職員の受け入れに係る費用を全額国が負担する震災復興特別交付税を2019年度以降も復興が完了するまで継続し、拡充すること。

2、公務員の賃金労働条件の改善等、労働基本権回復について

- (1) 慢性的な長時間残業と不払い残業を根絶するために、職員抑制施策を改め、公務員が「全体の奉仕者」として職務に専念できるよう賃金労働条件の改善及び、人員の確保を図ること。
- (2) 国家公務員、地方公務員の労働基本権を回復し、憲法とILO勧告に基づく民主的な公務員制度を確立すること。
- (3) 消防職員について、消防職員委員会制度をやめ、団結権および協約締結権を早期に回復すること。
- (4) 「雇用と年金の接続」を図る公務員の高齢期雇用については、再任用制度の拡充に止めることなく、2011年に出された人事院の意見の申出にそって、定年延長を基本とする制度を早期に示し、労働組合と協議すること。
- (5) 地方自治体で働く臨時・非常勤職員の労働条件改善に向けて、国として財政措置を行うこと。「任期の定めのない短時間勤務職員」の制度化など、法制度の改善を行うこと。
- (6) 会計年度任用職員制度の導入に当たり、給料（報酬）・諸手当が確実に支給されるように必要な地方財源を保障すること。現行の臨時・非常勤職員の賃金労働条件を後退させることなく、正規職員との均等待遇に基づく特別休暇、健康診断、安全教育や福利厚生などの改善を図ること。

3、地方自治制度、地方財政について

- (1) 国の役割を外交、防衛等に限定し、ナショナルミニマム保障の責任を後退させ、地方自治を空洞化して、地域間格差を拡大する「道州制」を導入しないこと。「地方創生」の名のもとに、地域や自治体の公務公共サービスを統合する施策をおしつけないこと。
- (2) 「コンパクト化」「ネットワーク化」の名のもとに、公共サービスや居住機能を特定の都市部に集約することは行わず、国民が全国のどこに住んでいても憲法が定める健康で文化的な生活が営めるようにナショナルミニマムを保障すること。
- (3) 地方自治体への事務・権限移譲にあたっては、地方自治体が自主的にその規模と権能を決め、地域の実態に即して、住民福祉の増進を図ることができるようにすること。
事務・権限移譲に伴う人員、財源が地方自治体において確保されるようにすること。
- (4) 地方自治体が「住民福祉の増進を図る」ことができるように国の責任と負担で財源を確保するこ

と。国が地方に介入して「行革」をおしつける地方交付税への「トップランナー方式」を廃止すること。国が国民の基本的な人権を保障するナショナルミニマムを支えるために支出している国庫補助負担金は存続・充実させること。

4、緊急災害時などでの安全・確実な通信確保のため、政府として以下の対策を講ずること

- (1) 緊急災害時における公共施設（避難所含む）・機関などでの通信確保は、災害復旧にあたって必須事項であり、自治体への支援も含めて対策を講ずること。
- (2) ユニバーサルサービスを担うNTTに対して、①災害に強い通信網・システムの構築、②緊急時の主要な通信手段である公衆電話の公共施設、避難場所・施設への設置・増設、③公衆電話を有効利用できるように各自治体と連携し「公衆電話マップ」を活用した防災マップの作成、④公衆電話の通話料金を引き下げと緊急・災害時の無料開放などについて働きかけるとともに、協力援助体制をとること。
- (3) 緊急災害時における安全・確実な通信の確保や労働者の安定雇用のために、ユニバーサルサービス制度に基づくNTT東・西日本への年7%経営効率化義務付けを直ちにやめること。

5、個人番号制度について

- (1) マイナンバー制度の廃止を内閣府に働きかけること。
- (2) 当面、運用について、下記の点を改善すること
 - ① 個人番号流失の原因となった特別徴収税額決定通知書の個人番号記載欄を削除すること。
 - ② 「給与支払報告書」など住民税関係の法定資料において、マイナンバーが不記載でも関係部署は書類を受け取り、市民や従業員、事業者に記載を強要しないこと。
 - ③ 情報漏えいを誘発する「個人番号カード」の利用拡大をやめること。「個人番号カード」の不当な民間利用を防止するため監視・指導を強めること。
 - ④ 個人情報保護を強化するための施策を図り、コンピューターシステムからの漏えい防止策が万全でない限りは、マイナンバー制度の運用を直ちに中止すること。
 - ⑤ マイナンバーカードと民間企業や自治体が付与するポイントを結び付けるサービス連携をはじめ、携帯電話へのマイナンバーカード機能の搭載、生体認証システムとの連携など、個人番号の利用拡大は、個人情報漏えいのリスクが高まり、なりすまし被害の拡大などにつながるので行わないこと。

6、地方税の徴収について

- ① 「平成30年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」にある「滞納者の個別・具体的な事情を十分に把握した上で、適切な執行に努め」ることについて、全自治体に周知徹底し、滞納者の実態に寄り添い、生活再建を第一に考えて対応すること。
- ② 「地方税滞納整理機構」は、分納中や納付相談中の納税者に対して、一括納付を迫るなど、納税者の営業や暮らしの実態を無視した強権的な徴収を行っている。自治体の監督責任を明確にし、一方的な「機構送り」をやめること。「地方税滞納整理機構」の不当な徴収実態を把握し、納税緩和措置の適用を積極的に行うこと。

【経産省】

- 1、中小企業対策予算を大幅増額して、総力をあげて地域における中小企業の仕事づくりと地域経済振興を支援すること。小企業・家族経営に焦点を当てた振興策を抜本的に拡充すること。そのために、対策費を1兆円程度まで思い切って増やすこと。
- 2、消費税率を5%に戻し、今後の税率の引き上げは中止すること及び、複数税率と免税業者が取引から排除されるインボイスは実施しないよう、貴省として内閣に申し入れること。免税点を3,000万円まで引き上げ、簡易課税制度の拡大など、納税義務者＝中小業者の負担軽減を関係省庁に求めること。法人税の一律減税は止めて累進税率とし、大企業に応分の負担を求めること。中小企業への外形標準課税は導入しないよう求めること。
- 3、中小企業への低利融資や貸付条件の変更など、円滑な資金提供を行うよう金融機関を指導すること。信用保証の部分保証化は止め、中小企業向けはすべて100%保証を実施すること。「セーフティーネット5号保証」の100%保証と全業種適用を復活すること。
- 4、コスト増分価格転嫁を阻害する行為に対する監督指導を強化すること。買い叩きなど下請けいじめの防止や不当廉売の防止など公正取引の確立に向け、独占禁止法と下請二法の抜本改正を行うこと。
- 5、中小企業への官公需発注の増額と発注価格の適正化を行うこと。受託企業の適正な労務費と利益を保障する公契約法を制定し、自治体による公契約条例の制定に向けて支援すること。
- 6、最低賃金引き上げ、地域間格差をなくすためにも、公正取引の確立と中小企業の人件費負担を軽減する直接支援を導入すること。中小事業所とそこで働く労働者の社会保険料負担を引き下げること。
- 7、各自治体での中小企業振興基本条例及び小規模企業振興基本条例の制定を促進し、中小企業基本法を抜本改正すること。小規模企業振興基本法に基づく自治体の小規模企業振興基本計画を支援する予算措置を国として講じること。
- 8、地方創生の「地方版総合戦略」は、自治体の主体性を大事にし、公平に支援すること。
- 9、太陽光、風力、小型水力、地熱など自然エネルギーの開発・利用について、中小企業者の取り組みがすすむように抜本的な支援を強めること。原発の再稼働はしないこと。
- 10、小規模事業者持続化補助金を恒久制度として実施し、申し込み窓口を自治体などにも広げ、審査の透明化を図ること。
- 11、震災や風水害などの被災事業者に対する直接支援制度を創設・拡充すること。被災地での中小企業

グループ補助金制度を拡充し、営業再建をめざす事業者の進捗に応じた切れ目のない支援が行き届くようにすること。書類と手続きを簡素化すること。二重ローン問題の迅速な解決へ金融機関が実情をふまえて既往債務の減免に応じるよう要請を強めること。

以 上